

**ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの
移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方
骨子(案)**

平成22年10月8日

目次

1	ユニバーサルサービス制度見直しの背景	1
(1)	今回の検討の趣旨	1
①	「光の道」構想	1
②	「光の道」構想とユニバーサルサービス制度	1
(2)	検討の方向性	2
①	「移行期」についての考え方	2
i	電話からブロードバンドへの移行	2
ii	メタルから光への移行	2
②	制度見直しの方向性	3
2	ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲	5
(1)	地域間格差なくどこでも利用可能 (Availability)	5
(2)	国民生活に不可欠なサービス (Essentiality)	5
(3)	誰もが利用可能な料金 (Affordability)	6
3	電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方	11
(1)	基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲	11
(2)	NTT東西による加入電話の新規提供の終了の在り方	13
4	補てんの在り方	15
(1)	補てんの要否	15
(2)	光IP補正の要否	17
(3)	その他	17
5	今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題	19
(1)	自治体IRU地域におけるIRU提供期間(概ね10年)終了後の扱い	19
(2)	NTT東西が検討中のメタルアクセスのまま IP網に收容される電話の扱い	19
(3)	NTT東西以外の事業者が、特定の地域全域に 光IP電話を提供可能な場合の扱い	20
(4)	光IP電話以外の技術 (HFC、無線ブロードバンド通信システム、携帯電話等)の扱い	21
(5)	メタルから光への移行に伴う公衆電話の扱いその他の課題	22
6	「光の道」構想の実現後を見据えたその他の課題	23
(1)	「光の道」構想実現後のユニバーサルサービスと諸課題	23
(2)	ブロードバンドの整備・維持についての考え方	23

1 ユニバーサルサービス制度見直しの背景

(1) 今回の検討の趣旨

① 「光の道」構想

■ 「光の道」構想は、インフラ整備・利活用の加速化を通じ、2015年頃を目途に、すべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目標とするものである。

■ 「光の道」構想は、誰もがコミュニケーションの権利を保障された上で、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するためのものであり、今後の我が国経済の更なる発展や雇用の創出、地域の活性化等に寄与するものである。

■ 「光の道」構想の推進は、①「ICT利活用基盤」の整備加速化インセンティブの付与、② NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し、③規制改革等によるICT利活用の促進、を3つの柱としているが、このうちの②の中で、i)「光の道」が実現する時代の、新たなユニバーサルサービス制度の創設の検討、及び ii)「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し等、が指摘されている。

■ 今回の審議は、このうち、「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し等に関し行われた諮問に対し検討を行うものであり、答申として、現時点における考え方を示すもの。

② 「光の道」構想とユニバーサルサービス制度

■ 加入電話をユニバーサルサービスとする現行制度のもとでは、FTTHの公設民営地域等において加入電話に相当する「光IP電話」の提供がされる場合においても、当該地域において、NTT東西は引き続き、加入電話の提供を維持することが必要となる。

■ 早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」と変更することにより、NTT東西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。

■ この変更により、具体的には、加入電話に相当する光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待される。

■ ユニバーサルサービス制度自体は、あまねく全国におけるサービスを維持することを目的とするものであり、光ファイバ等のインフラ整備や移行の促進を直接の目的とするものではないが、以上の観点により、今回の見直しを行うものであることに留意する必要がある。

(2) 検討の方向性

① 「移行期」についての考え方

i 電話からブロードバンドへの移行

(ユニバーサルサービスにおける「移行期」)

■ 「光の道」構想においては、「光の道」が実現する時代には、医療、教育、行政等のサービスがブロードバンドを通じて各世帯に提供されるようになり、すべての世帯でブロードバンドが利用されるようになることから、国民的コンセンサスを前提に「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱うことができると考えられるとしている。

○ この認識を前提とすれば、ユニバーサルサービス制度における移行期とは、「あまねく電話が利用される状態」から「あまねくブロードバンドが利用される状態」への移行の期間と考えられるのではないか。

○ この移行期の段階では、「あまねくブロードバンドが利用される状態」は、まだ実現していないことから、移行期におけるユニバーサルサービスの対象としては、基本的に、従来と同様、「電話」とすることが適当ではないか。

(「移行期」における検討の在り方)

○ 移行期におけるユニバーサルサービスの対象を、基本的に、従来と同様、「電話」とするのであれば、その検討に当たっても、「電話」に関する基本的な枠組を踏まえ、従来のユニバーサルサービスの基本三要件の考え方に照らし、検討していくことが適当と考えられるのではないか。

○ この認識を前提とすれば、今回の見直しにおいて、ユニバーサルサービスの対象とする光IP電話の範囲については、従来からのユニバーサルサービスの基本三要件の考え方を踏まえた現行の制度の枠組みに照らし、適当なものとされた範囲のものとすることが適当ではないか。

ii メタルから光への移行

(インフラにおける「移行期」)

■ 「光の道」構想においては、「あまねくブロードバンドを実現するための主に想定する技術は、FTTHとする。また、現時点で想定される大容量アプリケーション(映像伝送や遠隔医療等)が求める水準(30Mbps程度)や、今後の技術革新等を考慮し、一部のケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システムにも、一定の代替的役割を期待する」としている。

○ この認識を前提とすれば、「移行期」において、提供されるインフラは、メタルを中心とするインフラから光ファイバを中心とするインフラに移行していくものと捉えることができるのではないか。

(インフラ移行のための具体的措置)

- そうした認識の上で、インフラの移行に当たっては、加入電話に相当する光 IP 電話の提供が可能な地域において、メタルの加入電話を提供する事業者が以下を行う場合があるのではないか。
 - ①メタルの加入電話の新たな提供を行わないこととすること（新規提供の終了）
 - ②(最終的にメタルの加入電話のサービスを終了するために)メタルの加入電話の既存利用者を光IP電話の利用に置き換えること(巻き取り)

(検討の在り方)

- 以下の検討に当たっては、必要に応じ、上記①、②のケースをそれぞれ想定して検討することが適当ではないか。

② 制度見直しの方向性

(NTT法第3条の扱い)

- 現行制度において、NTT東西がメタルの加入電話の新規提供を行わなければならないのは、NTT法第3条で「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与」することが規定されており、「国民生活に不可欠な電話の役務」として、「加入電話」がその対象とされていることによるものである。
- メタルから光への移行を念頭においた上で、メタルの加入電話の新たな提供を行わなくてもよいようにするためには、制度上、まず、NTT法第3条における「国民生活に不可欠な電話の役務」として、加入電話又は光IP電話のいずれかが提供されればよいこととする必要があるのではないか。

■ NTT法第3条に規定する「国民生活に不可欠な電話の役務」の解釈として、これまでは加入電話が該当すると解釈・運用されてきた。

- 加入電話の契約数が減少する一方で光IP電話の契約数は増加しており、近い将来、その契約数が逆転することも見込まれる状況にある。こうした電話をめぐる環境の変化を踏まえ、一定の光IP電話も含めることとしても、問題はないと考えられるか。

(電気通信事業法に基づく基礎的電気通信役務の対象の扱い)

- 現行制度において、NTT法第3条における「国民生活に不可欠な電話の役務」が「加入電話」とされていることは、電気通信事業法第7条において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定められる電気通信役務」として規定されている「基礎的電気通信役務」の対象が、総務省令(電気通信事業法施行規則第14条)で「加入電話」とされていることと、密接に関係している。
- NTT法第3条における「国民生活に不可欠な電話の役務」の内容を変更するに当たっては、電気通信事業法に基づく「基礎的電気通信役務」の対象の内容を変更する必要

があるのではないか。

■ 電気通信事業法に基づく「基礎的電気通信役務」の対象となった場合、当該役務を提供する事業者には、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供への努力義務、約款規制、技術基準等、会計整理等の規制が適用されることになる。

○ 電気通信事業法に基づく「基礎的電気通信役務」の対象とする規制の適用範囲は、その規制の趣旨・目的、各事業者や利用者への効果・影響等を考えた上で、適切な範囲とすべきではないか。

2 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

- 上記1(2)の検討の方向性を踏まえ、以下、ユニバーサルサービスの基本的な三要件の観点から、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲について検討することとする。

(1) 地域間格差なくどこでも利用可能(Availability)

- 地域間格差なくどこでも利用可能なサービスとは、全国どこでも利用可能であることを意味する。今回の見直しの趣旨は、ユニバーサルサービスの範囲を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」としても、加入電話と光IP電話のいずれかにより全国における利用を確保するものであり、Availability については問題はないと考えられるのではないかと。

(2) 国民生活に不可欠なサービス(Essentiality)

- 国民生活に不可欠なサービスとは、誰もが当該サービスを利用しており、社会経済活動の基盤となることが広く認識されていることを意味し、これまで加入電話等が対象とされてきた。

(信頼性とサービス品質)

- 不可欠性との関連で、そのサービスが有する品質等について、光IP電話が加入電話との同等性が確保されているかどうかの視点からの検討が求められる。

- 光IP電話の信頼性に関しては、従来は大規模な障害が発生したこともあったが、近年はほとんどなくなっており、信頼性は高まっていることから、加入電話と同等と考えてよいのではないかと。
- また、OAB～J番号を使用する光IP電話については、加入電話と同等のサービス品質の確保が事業用電気通信設備規則等で求められており、技術的には異なるサービスであったとしても、実質的に加入電話と同等のサービス品質が確保されていると考えてよいのではないかと。

(停電時の利用)

- 他方、光IP電話については、光IP電話は局給電ができないため、加入電話とは異なり、停電時に利用ができない点、一部ではあるが、加入電話では接続可能な番号・サービスを利用できないといった実態がある。

- 光IP電話では、局給電ができないため停電時に利用ができない点については、①我が国では、近年、停電件数が減少しており、諸外国と比べても停電が少ないこと、②携帯電話の普及が進んでおり、携帯電話が利用可能な世帯では、停電時にも携帯電話からの通話が可能であること、③停電時でも光IP電話の利用確保が必要な利用者には、

対しては、端末側で停電対応機器の設置を行う等の対策をとれば一定の利用は確保できること、などを考えれば、ユニバーサルサービスとして許容できると考えられるのではないか。

※ 携帯電話からは緊急通報(110番、119番、118番通報)も可能である。

○ ただし、特に停電対策が必要な利用者等も存在すると考えられ、利用者に対しては、光IP電話では、局給電機能が無く、端末側で一定の対応を行わなければ停電時には利用できないことについて情報が的確に伝達される必要があるのではないか。

○ 特に消費者団体からは、光IP電話は、局給電機能がないため停電時に利用ができないこと等について、国民に広報していくべきとの意見がある。このため、事業者においては、契約締結時等において、こうした光IP電話と加入電話との違いについての情報をより分かりやすい形で提供していく必要があるのではないか。

(接続先番号や利用可能サービスの差異)

○ 一方、光IP電話では、加入電話の場合と比較して、接続できない番号先や利用できないサービスもあるが、0AB～J光IP電話の現状の接続先についてみれば、例えば、現在、利用者が極めて少ないポケベルへの接続(020)や、キャッチホンの付加的な機能といったいわば特殊なサービスの利用等ができないのみであり、ユニバーサルサービスとしては、特殊なサービスの利用等までが必須とされていると考える必要はなく、少なくとも、0AB～J光IP電話の現状の接続先や利用可能なサービスを前提とすれば、ユニバーサルサービスの範囲として考える必要はないと考えられるのではないか。

(緊急通報の扱い)

■ 緊急通報(110番、119番、118番通報)については、国民生活上の重要性の観点から、メタルの加入電話では、明文でユニバーサルサービスとして位置づけられている。

○ 今回、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、当該光IP電話から発信される緊急通報(110番、119番、118番通報)についても、国民生活上の重要性に変わりはなく、これをユニバーサルサービスとして位置づけるに当たっての特段の支障もないと考えられることから、加入電話からの発信と同様、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適当ではないか。

(3) 誰もが利用可能な料金(Affordability)

■ Affordabilityの観点からは、すべての光IP電話がユニバーサルサービスの対象となるわけではなく、誰もが利用可能な料金水準である一定の料金水準であることがユニバーサルサービスの対象として求められると考えられる。

(二つのケースを想定した検討)

○ Affordabilityの検討に当たっては、1(2)のインフラの移行において想定する二つのケース毎に検討することが適当ではないか。

(巻き取りの場合:ケース②)

- (メタルの加入電話のサービスを終了するために)メタルの加入電話の既存利用者を光IP電話の利用に置き換えること(ケース②)を想定した場合には、利用者の負担が増えることを極力回避することが望ましく、光IP電話の通話料、基本料ともにメタルの加入電話の既存の利用者が支払っていた料金額を上回るべきではないという考え方を踏まえることが適当ではないか。

(新規提供の終了の場合:ケース①)

- メタルの加入電話の新たな提供を行わないこととする場合(ケース①)には、以下のように考えられるのではないか。

(考え方)

- 今回の見直しの趣旨は、二重投資回避等の観点から、「加入電話」、「光IP電話」という二つのサービスのうち、いずれかが全国で提供されればよいとするものであり、加入電話の料金水準を勘案することは必要であるが、必ずしも、二つのサービスの料金が同額であることまで求められるものではないのではないか。

(加入電話の料金水準の意義)

- 光IP電話は、メタルの加入電話とは異なるサービスであり、光IP電話自体の普及率が100%ではない段階で、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の誰もが利用可能な絶対的な料金水準を判断することは困難であるが、「移行期」において、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話は、メタルの加入電話と併存しつつ、メタルの加入電話を置き換えていく形で提供されることになることから、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の Affordability については、加入電話の料金水準を勘案し、妥当と考えられる範囲を検討することが適当ではないか。

■ 現在の光IP電話のサービスは、ブロードバンドサービスと一体で提供される場合と、ブロードバンドサービスと一体では提供されない場合が存在する。

(ブロードバンドと一体で提供される場合)

- ブロードバンドサービスと一体で提供される光IP電話については、光IP電話がブロードバンドサービスの付加的サービスとして提供される形となり、付加的サービスとしての基本料額は相対的に低い(数百円程度)が、ブロードバンドサービスを含めた全体としての負担額は相対的に高くなること(数千円程度のインターネット接続料等が必要)から、「電話」をユニバーサルサービスの対象とする移行期において、現状の料金水準であれば、必ずしも誰もが利用可能な料金水準とは言えないのではないか。

(ブロードバンドと一体では提供されない場合)

- 他方、ブロードバンドサービスと一体では提供されない光IP電話については、現状では、自治体IRU地域で提供されているサービス、マンションで提供されているサービス

等があるが、いずれも基本料額が1000円～2000円未満の範囲にあり、通話料額は全国一律で加入電話より低廉な額で提供されていることから、基本的にユニバーサルサービスの対象となりうるものではないかとの観点から検討を行ってもよいのではないかと。

- 特に、今回の見直しの趣旨からすれば、少なくとも、現在、NTT東西の提供している自治体IRU地域向けの光IP電話については、ユニバーサルサービスの対象として認めてもよいのではないかと。

（現行の加入電話の料金体系についての留意点）

- 今回の見直しにおいて、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話のAffordability について加入電話の料金水準を勘案する場合、現行の加入電話の料金体系自体について以下の点があることを留意すべきではないかと。

- (1) 加入電話の月額基本料は、級局別・事住別に異なっており、その体系の在り方についてNTT東西に検討を求めていること(※)

※ 平成18年11月21日の情報通信審議会答申では、こうした基本料の料金体系の意義は失われてきているものと認められるとして、NTT東西に、基本料体系の在り方についての検討を継続することを要望している。

- (2) 加入電話の通話料は、光IP電話が全国一律で比較的低廉な料金としているのに対し、距離別料金としていること

（料金水準の比較についての考え方）

- 現在、NTT東西の提供している自治体IRU地域向けの光IP電話は、全て加入電話の1級局地域であり、通話料金は加入電話に比較して低廉であるが、基本料額は、加入電話の住宅用基本料額が1450円であるのに対して1560円～1800円となっている。

- 加入電話と光IP電話の料金体系は異なっているため、単純な比較は困難であるが、料金水準を比較の方法としては、例えば以下の方法が考えられるのではないかと。

- ① 一定の利用条件を定めた上で、その利用条件に対する加入電話と光IP電話での料金支払額の比較を行うこと(利用モデルによる比較)。

※ 電話料金の国際比較に使用されているOECDモデル(2006年)を利用した場合には、基本料額について光IP電話の方が約500円高い場合、料金支払額が同額となる。また、両者の平均的な利用状況により比較した場合には、基本料額について光IP電話の方が約350円高い場合、料金支払額が同額となる。

- ② 加入電話の基本料は級別、事住別に、通話料は距離別に異なっているが、仮に、光IP電話と同様に、一律の基本料、通話料金で提供されると仮定した場合に想定される加入電話の料金水準を参考に比較する方法(平均価格による比較)

※ 加重平均による加入電話の基本料額はH21年度1783円、通話料額は3分13.1

円。

- ③ 現行の加入電話の級別基本料は、1MA 内の契約回線数を基本に額を定めていることから、仮に、加入電話でも、光IP電話の場合と同様、全国一律(=全国1MA)の級別を新たに設けることと仮定した場合に想定される加入電話の基本料額を参考に比較する方法(効用による比較)

※ 現在の加入電話基本料では、住宅用1級局(1450円):5万回線未満、同2級局(1550円):5万回線以上40万回線未満、同3級局(1700円):40万回線以上であり、仮に、全国1MA とする級別を新たに設けるとすれば、少なくとも1800円以上になるものと想定。

(最近の新規加入者の利用動向等)

- また、最近の新規加入者の利用動向をみると、加入電話の場合であっても、施設設置負担金の支払いを要しないライトプラン(+250円)や、プッシュ回線(住宅用1・2級局の場合:1600円、3級局の場合は1700円)を契約するユーザが多く、ダイヤル回線の基本料額(1450円~1700円)を基準としないことも考えられる。

※ 過去に加入電話契約が無いユーザが初めて加入電話を申込み場合に、ライトプランを選択する比率は98.5%。加入電話開通時(新規・移転等)にプッシュ回線を選択する比率は80%。

- さらに、(光IP電話を基本料額1800円で提供している)岩手県住田町においても、約7割が光IP電話に移行し、住宅用の加入電話の利用は5%となっており、こうした利用実態も勘案すべきではないか。

(許容可能な料金水準)

- 以上、いずれの考え方をとるかによって若干の差異はあるが、いずれの考え方をとったとしても、ケース①の場合としては、現行の光IP電話の料金体系を前提とした場合、光IP電話の基本料額が1800円程度までであれば、加入電話の料金水準も勘案し、ユニバーサルサービスの範囲として認めてよいのではないかと。

(将来の検討の在り方)

- なお、「光の道」構想の実現を念頭に置く場合、ブロードバンドサービスと一体で提供される光IP電話についても、今後、さらに多様なサービスや料金プランの出現が想定されることから、これを一律にユニバーサルサービスの対象外とするのではなく、そのサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、ユニバーサルサービスの対象に含めることの是非について検討することが適当と考えられるのではないかと。

- また、こうした光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることを検討する場合には、電話以外の機能も利用可能となることにより加入電話より高い料金での提供でも許容されるか否かなどについても、将来のブロードバンドアクセスをユニバーサルサー

ビスとすることの検討とも併せ、検討していく必要があると考えられるのではないか。

（料金低廉性確保のための担保措置）

- ユニバーサルサービスの対象となる光 IP 電話の範囲を加入電話との関係において料金的な要素を盛り込んで規定するのであれば、当面、加入電話におけるプライスキャップ規制のような料金規制を定める必要はないのではないか。

3 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

(1) 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

■ 基礎的電気通信役務に関する規制は、メタルの加入電話に関しては、これに該当するサービスを提供するすべての事業者に対し規制を適用している。今回、加入電話に相当する光IP電話をその対象として追加する場合、その規制の適用範囲として①全ての事業者の光IP電話を対象とする、②加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする、③NTT東西の光IP電話を対象とする、といった選択肢が考えられるが、今回の見直しの趣旨等からみて、いずれが適当であるかを検討する必要がある。

(①についての検討)

■ ①の案は、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話を提供するすべての電気通信事業者を対象とする案であり、現状のサービスを前提とした場合、NTT東西、KDDI、ソフトバンク、ケイオプティコム及びSTNet等が該当する。

○ この考え方は、すべての事業者の同じサービスに同じ規制がかかるという点において、競争政策上の観点や利用者利益確保の観点からは適当と考えられるのではないか。

○ 他方、今回の見直しの趣旨である「メタルと光の二重投資回避の観点から、ユニバーサルサービスの対象について『メタルの加入電話』を対象とすることから『メタルの加入電話又は光IP電話』ということに変更する」という観点からみた場合、現在、光IP電話のみを提供しており、基礎的電気通信役務の規制の対象とはなっていない事業者にとっては、見直しの趣旨による効果がないにもかかわらず規制が強化される結果になってしまうという問題があるのではないか。

(③についての検討)

■ ③については、NTT東西の光IP電話のみを対象とする案である。

○ 今回の制度見直しの趣旨に沿った案と考えられるのではないか。

○ 一方、現在、基礎的電気通信役務の対象となっているメタルの加入電話をNTT東西が光IP電話に移行させる場合には、基礎的電気通信役務の対象となるが、NTT東西以外の事業者が移行させる場合には基礎的電気通信役務の対象とならないということになるのは、公正な競争、また、利用者利益の確保の観点からは適当とは言えないのではないか。

○ 電気通信事業法は、その体系上、NTT東西といった固有の電気通信事業者に着目した規制を行っていないことに関しても考慮する必要があるのではないか。

(②についての検討)

- ②については、現在、加入電話(基礎的電気通信役務)を提供している事業者が提供する光IP電話を対象とする案である。現在加入電話を提供している事業者は、NTT東西、KDDI、ソフトバンク及びジュピターテレコムであるが、これらの電気通信事業者のうち、ジュピターテレコムを除く3社が光IP電話を提供している。
- メタルから光への移行におけるメタルと光の二重投資回避等という視点は、NTT東西に最も関わるものであるが、NTT東西以外のメタル電話提供事業者についても関係してくるのではないか。
- NTT東西以外のメタル電話提供事業者においても、NTT東西のドライカッパを利用して加入電話サービス(基礎的電気通信役務)を提供している場合など、現在、基礎的電気通信役務の対象となっている加入電話を光IP電話に移行させる場合もあるが、その場合移行先の光IP電話も引き続き基礎的電気通信役務の対象とすることが、公正な競争、利用者利益の確保の観点から適当なのではないか。
- また、既に基礎的電気通信役務の規制の適用対象となっている事業者が対象になる点で、①の案とは異なり、規制範囲としては適当なのではないか。
- ただし、メタルの電話を提供せずにブロードバンドと一体では提供されない光IP電話を提供している事業者との間では、同じサービスに異なった規制が適用されることとなる点について留意する必要があるのではないか。

(採用すべき選択肢)

- ①～③の案いずれにもメリットとデメリットがあるが、総合的に勘案した場合には、②が適当なのではないか。
- ただし、②の案を採用する場合には、メタルの電話を提供せずにブロードバンドと一体では提供されない光IP電話を提供している事業者との間で、同じサービスに異なった規制が適用されることとなる点について留意する必要があるが、これについては、特定の事業者に対してのみ規制がかかることが適当かどうか、また、基礎的電気通信役務の対象となることについて営業上有利となることはないかといった点が指摘されており、この点に関する今後の競争状況を注視していく必要があるのではないか。

(約款規制の在り方)

- また、事業者ヒアリングにおいては、基礎的電気通信役務の対象となる場合の約款等に関する規制についての在り方についても意見が寄せられた。
- この点については、基礎的電気通信役務の意義にも関わる問題であることから、慎重に考える必要があるが、今後の移行の進展や将来のブロードバンドアクセスに対するユニバーサルサービス化の検討と併せ、検討していくことが適当ではないか。

(2) NTT東西による加入電話の新規提供の終了の在り方

(加入電話の新規の申込要望があった場合のNTT東西の対応の考え方)

■ 今回のユニバーサルサービス制度の見直しの趣旨を踏まえ、上記の制度の変更を行った場合、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東西の判断により、ユーザから加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」が可能になると考えられる。

■ 「加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」とは、現に加入電話を利用中のユーザに対しては、引き続き加入電話の提供を継続する前提で、新規の加入電話申込(①新規に回線を引く申込、②既存光IP電話からの移行申込、③当該区域外からの移転による申込、④当該区域内での移転による申込)があったとしても、Affordabilityを満たす加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、加入電話を提供しなくてもよいとの対応が考えられると、NTT東西はしている。

(二重投資回避等のための新規提供等の在り方)

○ 今回の見直しの趣旨である二重投資回避等の観点を踏まえ、「加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてもよい場合」、をどう考えるか。その際、宅地開発等の新規敷設の場合に加えて、加入電話の追加敷設やサービスの変更を伴う加入電話の申込を含めることとしてよいか。

○ その検討の際には、①当該申込前に利用していたサービスの種類(光IP電話かどうか)及びサービス提供設備(メタルか光か)、及び②当該サービス利用者の移転の有無を考慮して検討することが適当ではないか。

○ なお、その際には、利用者との契約関係の変更の有無も考慮する必要があるのではないか。

(新規提供の終了に当たって必要な事項)

○ 電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、電気通信事業法上、基本的には、特段の問題はないものと考えられるのではないか。

○ しかしながら、加入電話のサービスの新規提供の終了を(当面は一部の地域であるにしろ、)行うのであれば、十分な周知を行っていく必要があるのではないか。

○ また、新規提供の終了を一部地域から行っていく場合、先行して新規提供を終了した地域での経験等をフィードバックし効果的な周知方法等を検討していくべきではないか。

○ ある一定の地域において、加入電話の新規提供を終了する判断をNTT東西が行った

場合、終了の前に十分な時間的余裕をもって住民等への周知を図っていく必要があるのではないか。

- 具体的にどの地域の新規提供を終了するかについての判断はNTT東西が行うにあたって、ユーザや関係事業者の予見可能性の確保等の観点から、基本的な考え方や予定等について、あらかじめ公表し、できるだけ透明性が高い形で行っていくことが適当ではないか。

（ユニバーサルサービス制度全体の周知）

- また、ユニバーサルサービス制度については、現行の制度も含めて、国民の理解は進んでいないのではないかとの指摘もあり、今回の見直し点も含め、制度全体についての周知も引き続き、進めていく必要があるのではないか。

4 補てんの在り方

- 以下、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合に、加入電話等と同様に補てんが必要かどうか、また、現在行っている光IP補正をはじめ、補てん額の算定方式を見直す必要があるかどうかについて検討を行うこととする。

(1) 補てんの要否

(現行の補てんの仕組み)

- 現行制度の加入電話に係る補てん対象額の算定方法として、ベンチマーク方式が採用されており、NTT東西の加入者回線のうち高コスト回線に係る費用のうち、ベンチマークを超える(全国平均費用+標準偏差の2倍)費用を補てんする仕組みとなっている。
- 今回、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象に含めるに当たって、当該光IP電話の提供について補てんが必要か否かを検討する必要があるが、ヒアリングにおいて各事業者からは、概ね次のような意見が出されている。
 - ① 光IP電話は全国あまねく展開する義務はなく、経営判断に基づいて展開されている等の理由で補てんは不要。
 - ② OABJ～IP電話を提供する適格電気通信事業者に基金からの補てんは必要であり、補てん額の算定方法は、PSTNとIP網ではネットワークの形態が異なるため新たな検討が必要。
 - ③ 補てん額の算定に際しての、コストの算定方法、補てん対象地域の特定方法、補てん額の算定方式については、今後、大部分のエリアで提供される具体的なサービスの出現を踏まえ、検討することが適当。

(補てんに対する考え方の方向性)

- ユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスを、高コスト地域を含めてあまねくその提供を確保することを目的とするが、高コスト地域においてコストを反映した料金設定を行うとすれば、料金の低廉性が確保できなくなることから、ユニバーサルサービス制度においては、高コスト地域における赤字額を補てんする仕組みを整備することが原則と考えられるのではないか。
- 引き続き、「電話」をユニバーサルサービスの対象とする「移行期」においては、補てんに関しても、メタルの加入電話の維持コストを補てんする従来の考え方を踏襲することが適当と考えられるのではないか。
- 今回の見直しで、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象に含めることとなるが、適格電気通信事業者であるNTT東西が提供するユニバーサルサービスとしての光IP電話は、当面は、自治体IRU地域が想定され、かつ、当該地域は自治体等からの補助金により設備構築が行われサービスの提供が行われている実態を踏まえると、ユニバーサルサービスとしての光IP電話について、これを直ちに補てんし

なければならない状況にはないと考えられるのではないか。

- この点、適格電気通信事業者であるNTT東西からも、光IP電話の補てんについては、今後、大部分のエリアで提供される具体的なサービスの出現を踏まえ検討することが適当との意見であり、今後、光IP電話の補てんの在り方については、市場環境や競争環境の変化や国民負担の視点を踏まえつつ、検討していくことが適当と考えられるのではないか。

（補てん額算定方式の在り方）

- こうした点を踏まえると、補てん額の算定に際しての、コストの算定方法、補てん対象地域の特定制、補てん額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当ではないか。
- また、補てん額の算定に当たり、高コストエリアの加入者回線の一部が光IP電話に移行した場合であっても、当面は、従来どおり、需要に対応したメタル回線に係るコストのみを補てんする現行の仕組みを継続することが適当ではないか。
- 補てん額の算定に関し、NTT東西が自治体IRU地域で提供する光IP電話がユニバーサルサービスと位置づけられた場合において、当該自治体IRU地域が高コスト地域であったとき、加入電話への補てん額の算定について、このことにより何らかの調整が必要かどうかという点については、①現行では対象となる地域が極めて限定されていること、②当該自治体IRU地域においても、直ちに加入電話サービスを終了することはできないと考えられ、現時点でこの地域の加入電話維持コストを除外することは適当とは考えられないことから、直ちに補てん額の調整を行う必要はないと考えられるのではないか。
- しかしながら、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要なのではないか。
- この算定の見直しの検討において、光IP電話のコストの算定を行うことが必要となる場合には、光IP電話はメタル加入電話とはネットワークの形態が異なり、新たな検討が必要となるのではないか。
- 現行のユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の補てん対象額の算定には長期増分費用(LRIC)モデルを用いているが、光IP電話のコストの算定にあたっては、どのような算定方式(例えば光IP電話のコスト算定に対応したLRICモデルの採用等)が適当であるかなど、基礎的な検討を進めておくことが適当と考えられるのではないか。

(2) 光IP補正の要否

(現行の光IP補正の仕組み)

- 加入電話から光IP電話への移行の進展により加入電話の回線数が減少することとなり、加入電話の維持コストは減少しない一方で、補てん額算定上、補てん対象額が減少することとなる。このため、高コスト地域におけるユニバーサルサービスの維持が困難になるおそれがあることから、平成21年度の交付金・負担金の認可から、加入電話から光IP電話に移行した回線数を加入電話の回線数に加算する光IP補正を実施している。

(光IP補正の要否についての意見)

- 今回、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象に含めるに当たって、光IP補正の継続の要否について検討する必要があるが、ヒアリングにおいて各事業者からは、概ね次のような意見が出されている。
 - ①光IP補正は、算定の仕組み上、全国の加入電話の施設数の減少に伴い高コスト地域の加入電話の施設数が減少していないにも関わらず補填額が減少することを補正する目的で実施しているものであり、現行の算定方法を継続する限りは、継続することが必要
 - ②「光の道」の推進や国民負担の最小化に向けて、メタル撤去を前提とすべきであることを踏まえると、補正は不要
 - ③光IP電話のユニバ化によりIP補正は廃止
 - ④二重張り負担を考慮した現行の補正は一過的なものであり、合わせて見直しが必要

(光IP補正の考え方)

- 上記(1)でも指摘しているように、補てん額の算定に関し、NTT東西が自治体IRU地域で提供する光IP電話がユニバーサルサービスと位置づけられた場合における、加入電話への補てん額の算定の在り方については、①現行では対象となる地域が極めて限定されていること、②当該自治体IRU地域においても、直ちに加入電話サービスを終了することはできないと考えられ、現時点でこの地域の加入電話維持コストを除外することは適当ではないことから、基本的に、補てん額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続することが適当と考えられるのではないかと。
- ただし、移行期において、高コスト地域に光IP電話が提供されている場合の当該光IP電話回線に移行した回線については、これを加入電話の回線数とみなすことなく、全体の補正回線数から除外するとの考え方もあり、光IP補正の具体的な実施手法については、今後、移行の進展、その影響度合いも見極めつつ、必要に応じて検討することが考えられるのではないかと。

(3) その他

(補てんを行う場合の競争環境への影響)

- ヒアリングにおいて、競争事業者からは、光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象

としこれに補てんを行う場合には、(実質的に光IP電話と一体的に提供されることが多い)FTTH における公正な競争環境に影響する場合もあるのではないかと意見があった。

- 今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては公正な競争環境への影響についても留意していく必要があるのではないか。

(消費者への適切な情報提供)

- また、ヒアリングにおいて、消費者団体からは、ユニバーサルサービス制度稼働後、国(総務省)、支援機関、適格電気通信事業者、負担事業者は、それぞれの立場で、制度の周知、交付金・負担金の算定に関する資料の情報開示等に取り組んでいるが、消費者は制度自体を理解することなく費用負担しているのではないか、消費者負担にはきめ細かい情報開示と提供が必要、ユニバーサルサービス自体について、分かりやすい説明を行ってほしい等の意見があった。

- 引き続き、利用者に対し、ユニバーサルサービス制度に関する周知広報を適切に行うとともに、負担に関連する情報等についても、さらにわかりやすい形で提供し、利用者の理解を得るよう努めていく必要があるのではないか。

5 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

■ 以下は、移行期における今後のIP化の進展状況やNTTの移行計画等を踏まえながら、検討を行うべき課題と考えられ、課題及びその方向性について明確化を図る観点から検討を行うこととする。

(1) 自治体IRU地域におけるIRU提供期間(概ね10年)終了後の扱い

■ 条件不利地域等の自治体が補助金等により整備した光ファイバ等の設備を電気通信事業者がIRU契約により調達し、その設備を活用して当該自治体のエリア内においてサービスを提供する形態が増加している。

■ IRU方式は一定期間(概ね10年)での設備の賃貸借契約であり、光IP電話をユニバーサルサービスとして安定的にサービス提供を維持していくために、IRU期間終了後の自治体からの設備提供方法等についての整理を図ることについて、NTT東西から問題提起があった。すなわち、IRU地域においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に、低廉な料金の実現可能となっており、現契約と同旨の契約の継続等、安定的なサービス提供を維持していくための仕組みの検討を要望するものである。

■ IRU期間終了後(概ね10年)の扱いとして、事業者は自治体と個別に協議等を行い、契約の更新等を行うものと考えられる。その際、当初の補助金に含まれない設備の更新費用等を事業者側が負担することも想定され、当初、その低廉性からみてユニバーサルサービスとして位置づけられたユーザ料金について変動が生じる可能性もある。

(今後の検討に当たっての考慮)

○ このため、こうしたユニバーサルサービスとしてのユーザ負担の変動を抑止するために、ユニバーサルサービス制度において何らかの仕組みの構築が必要か否か、今後の自治体IRU地域におけるサービス提供の実態等も踏まえ、引き続き検討していくべき課題と位置づけられるのではないかと。

○ なお、この問題は、当該事情が生じた場合の費用負担をどのように考えるべきかという問題とリンクしており、光IP電話の維持のみならず、ブロードバンドネットワークの維持と関わる問題でもあるため、将来の制度全体の在り方も視野に入れつつ検討することが適切と考えられないかと。

(2) NTT東西が検討中のメタルアクセスのままIP網に収容される電話の扱い

■ NTTでは、PSTNユーザのマイグレーションに関して、「光化エリアにおけるメタルアクセスのIP対応装置によるNGN収容」を検討している。このような電話サービスが実際に登場した場合、ユニバーサルサービス制度においては、どのように取り扱うことが妥当か、検討が必要と考えられる。

■ PSTNユーザのマイグレーションに関して、NTTの「マイグレーションの考え方」によれば、コア網については、設備の寿命を考慮しつつ、PSTNからIP網へのマイグレーションを促進していくこととしている。

■ メタル撤去推進のため、ユニバーサルサービスの対象外とすべきとの意見がある一方、NTT東西は、既存の交換機は、設備の寿命が概ね10年後から順次到来する見込みであり、メタルのIPネットワークへの収容については今後、検討していく考えであるが、「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」がユニバーサルサービスの対象であるというコンセンサスが得られるのであれば、「加入電話と同程度の料金水準のメタルIP電話」についても、基本的にはユニバーサルサービスの対象と考えるとしている。

（今後の検討に当たっての考慮）

○ メタルのIPネットワークへの収容について、当該サービスが技術的にどのような仕組みで提供が行われるのか、また、ユーザ料金がどの程度に設定されるのか、現時点ではNTTの検討を待って対応することとなるが、NTTによるこうしたサービスの提供については、関係事業者、利用者に与える影響が大きいと考えられるため、こうした面にも配慮しつつ、検討が行われることが望ましいと考えられるのではないかと。

○ 今回の見直しでは、ユニバーサルサービスの対象に光IP電話を含めることについて限定して検討を行ってきたが、仮に、こうしたサービスが実際に提供される場合には、当該サービスが「加入電話に相当するサービス」と認められるか否か等、改めてユニバーサルサービスの範囲について検討を行うことが必要と考えられるのではないかと。

(3) NTT東西以外の事業者が、特定の地域全域に光IP電話を提供可能な場合の扱い

■ 岡山県新見市においてソフトバンクテレコムが自治体IRU方式によりサービス提供を行うように、NTT東西以外の事業者が当該地域で加入電話と同水準の光IP電話サービスを提供している例がみられる。

■ 今回のヒアリングにおいて、NTT西日本から、上記の例を踏まえ、IRU方式による提供地域等で他事業者が100%光IP電話サービスを提供できる環境が整っている場合があるが、当該地域のユニバーサルサービスについて、異なる事業者間で、加入電話に加え、「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」のいずれかを対象とすることに関して、制度的な整理が必要になると考えられる。

（今後の検討に当たっての考慮）

○ 現行制度においては、基本的にこうした場合でも、加入者から求めがあれば、NTT東西が電話の提供を行う必要があると考えられるが、今後、自治体IRUによるサービス提供が更に拡大し、NTT東西以外の事業者がこのサービスを担うことが増加する場合には、現状では、県単位とする適格電気通信事業者の業務区域の在り方や、そのエリ

アにおける事業者が撤退する場合であってもユニバーサルサービスを安定的に確保できる仕組みの構築等について、検討していく必要があると考えられるのではないかと。

(4) 光IP電話以外の技術(HFC、無線ブロードバンド通信システム、携帯電話等)の扱い

■ 光以外の技術について、前述のとおり「光の道」構想においても、今後の技術革新等を考慮し、一部のケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システムにも、一定の代替的役割を期待するとしており、あまねくブロードバンドを実現するためには、これらの技術についても、重要な役割を担っていくものと考えられる。

■ 今回のヒアリングにおいても、アクセス回線の別にかかわらず、光IP電話以外のOAB～J-IP電話についてユニバーサルサービスの対象とすることに関する議論が必要との意見や、顧客便益性を考慮した場合、光に限らず、全てのOABJ-IP電話が対象であることが適当との意見も示されている。

(今後の検討に当たっての考慮)

○ 今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点からのものであり、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることが適当であると考えられるが、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適当と考えられるのではないかと。

(携帯電話の扱い)

■ 携帯電話については、加入数が1億台を超える状況にあり、これまでも、ユニバーサルサービスの対象とすること等について検討が行われてきた。今回のヒアリングにおいても、普及状況・サービスエリア等を考慮すると、まず携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることを検討するべきとの意見も示されている。

○ 今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点からのものであり、携帯電話をユニバーサルサービスに位置づけるか否かについては、別の視点での検討が求められるのではないかと。

■ これまでの検討においては、携帯電話は、加入電話と比較すると高料金、低普及率であり、利用実態についても世代間・地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとして整理することは適当ではないが、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ検討していく必要があるとしている。

○ 携帯電話のユニバーサルサービス化については、普及状況や利用実態を踏まえ検討していくことも重要であるが、さらに、現行のユニバーサルサービスとの関係についても、確保すべき「最低限の通信」の概念をどのように考えるか、といった観点からの整理が必要と考えられる。すなわち、携帯電話をユニバーサルサービスとして位置づける場合

に、現行の加入電話に加えて(加入+携帯)対象とするのか、今回の光IP電話のように(加入 or 携帯)として対象とするのか等の検討が必要と考えられるのではないかと。

- また、これまで、携帯電話をユニバーサルサービスに位置づけることについては、利用者及び携帯電話事業者から積極的な意見は示されておらず、特に携帯電話事業者からは、携帯電話の技術的特性により、加入電話と同水準の公平で安定的な提供が困難である旨の意見が示されていることについても、十分留意する必要があると考えられるのではないかと。

(5) メタルから光への移行に伴う公衆電話の扱いその他の課題

■ NTT東西のコアネットワークをPSTNからIP網に移行するに当たり、例えば公衆電話の機能等、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス等について、どのように対応していくかという課題も指摘されている。

■ 公衆電話については、アクセスが光化される場合、IPネットワーク上で課金パルスを送出する機能が必要となる等の課題があるが、NTT東西からは、IP化、光化に対応した公衆電話の方式については、今後、技術的な検討を実施していく考えであるが、技術的に現状と全て同一の機能が実現できるとは限らないことから、その場合には技術的に実現可能な範囲内での提供が認められる等、制度面での整理を図る必要があるとしている。

(公衆電話の役割の変化)

- 公衆電話のうち第一種公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものとして、ユニバーサルサービスの対象となっている。第一種公衆電話については、H20年に総務省が実施したアンケート調査によれば、引き続き、これをユニバーサルサービスとする意見が多い状況にあるが、携帯電話の普及とともに、その役割は変化していると考えられるのではないかと。

(今後の検討に当たっての考慮)

- このため、公衆電話の役割の変化を踏まえつつ、また、IP化に対応した公衆電話がどのような形で提供されるのかも見極めた上で、現在の公衆電話の設置基準や補てん額の算定方式が、こうした変化等に合致するかどうか検証していく必要があると考えられるのではないかと。

6 「光の道」構想の実現後を見据えたその他の課題

■ 以下は、移行後（「光の道」構想の実現後）におけるユニバーサルサービス制度を見据えながら、検討を行うべき課題と考えられ、具体的には、「電話」の基本的な枠組みを超えて、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとして位置づけることを想定して検討を行うものである。

(1) 「光の道」構想実現後のユニバーサルサービスと諸課題

■ 「光の道」構想が実現する時代においては、すべての世帯でブロードバンドが利用されるようになることを踏まえ、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱うことができる旨示されており、また、H20年の情報通信審議会答申『ユニバーサルサービス制度の在り方』（以下「H20年答申」という。）においても、ブロードバンドサービスを受けることができる環境下において、一定の要件を満たすサービスが利用可能である状況（ユニバーサルアクセス）を維持する必要性について言及されている。

① ブロードバンドアクセスを前提とした制度の見直し

- 「光の道」構想が実現した段階のブロードバンドアクセスを前提としたユニバーサルサービスの在り方は、「電話」を前提とした「移行期」までのユニバーサルサービスとは質的に異なり、基本的な考え方について大きく変更が必要な点もあるのではないかと。
- すなわち、ブロードバンドを念頭に置いた新たな制度の枠組みが必要となると考えられ、現行のNTT法を前提とした「電話」の維持・確保の制度から、多様な技術、事業者を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度へと転換を図っていく必要があると考えられるのではないかと。

② 利活用の促進

- また、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱う前提として、国民的コンセンサスが必要であるが、その前提としては、まず、ブロードバンドの利用率が大幅に向上することが必要なのではないかと。
- 現状はブロードバンド基盤が整備されている約90%の世帯にあっても、利用率は30%に留まっており、ブロードバンドの利活用を促進していくことが重要と考えられるのではないかと。
- さらに、その利活用の向上を図るためには、ユーザにとって低廉な料金でブロードバンドが利用可能であることが重要であり、事業者間の公正な競争を一層活性化することによりブロードバンド利用を促進していくことが必要と考えられるのではないかと。

(2) ブロードバンドの整備・維持についての考え方

■ 「光の道」構想において、ブロードバンド基盤の整備は、競争環境の中で民間主導に

より行うことを原則としつつ、基盤整備を加速化するインセンティブとして公的な支援措置を講じることとしている。

- 今回のヒアリングにおいて、ブロードバンドの整備・維持について、次の意見が示されている。①「光の道」の実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持については、整備コスト、その後の維持コストをいかに賄うかについては、ユニバーサルサービス制度とは別の新たな枠組みによるものとして、今後検討を進めるべき
- ②「光の道」構想を実現するためには、前倒しでの運用補填が必要

① ブロードバンド整備のコストの負担の考え方

- 前述のとおり、ユニバーサルサービス制度は、あまねく全国におけるユニバーサルサービスを維持することを目的とする制度であり、ブロードバンド整備を直接の目的とするものではないため、ブロードバンド整備のための費用を基金から補てんすることは馴染まないと考えられるのではないかと。
- ユニバーサルサービス制度とは別の枠組みによりブロードバンドサービスの整備等の費用を賄うべきとの意見について、今後の情報通信政策全体の検討の中で、必要に応じて検討していくことが適当ではないかと。

② ブロードバンドの維持コストの負担の考え方

- 仮に、ブロードバンドアクセスの維持に関して、ユニバーサルサービスの対象と位置づけ、補てんを行っていくということであれば、まず、国民的なコンセンサスの形成が前提となるのではないかと。
- また、ユニバーサルサービス制度において、ブロードバンドアクセスの維持費用をどのように算定していくか、また、そのコストの負担方法をどのように考えるか等については、H20年答申における考え方等も踏まえつつ、適時適切に検討していくことが必要ではないかと。